

令和8年度 潜在保育士就職準備金貸付 募集要項

1. 潜在保育士就職準備金貸付の概要

(1) 概要

この貸付制度は、保育士の資格を持ちながら保育士として勤務していない方（潜在保育士）の就職（再就職）を支援するために、就職準備に必要な費用を貸付けることにより、山形県内の保育人材の確保を図るものです。一定の条件を満たすことで貸付金の返還が免除されます。

(2) 貸付対象者

次の①・②のすべてを満たす方。ただし、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた方を除きます。

- ① 以下に掲げる施設または事業を離職した方、又は当該施設または事業に勤務経験がない方
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ② 令和8年4月1日以降に、山形県内の保育所等（別表1）に新たに勤務する方（保育士として週20時間以上）
 - ※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。
 - ※ 新卒者（令和8年3月卒業者）を除きます。
 - ※ 就職活動期間に照らし、本貸付の用途によっては貸付できない場合があります。

(3) 貸付内容

貸付金額： 40万円以内（1人あたり1回限り）

貸付利子： 無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。）

対象経費： 就職が決まった日から就業前日までに準備した物品の購入費用等を対象とします。

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費や通勤用自動車購入のための費用
- ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用（保育料を除く）
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 など

(4) 貸付予定者数（令和8年度） 概ね5名（先着順）

(5) 貸付金の交付 貸付契約後、一括交付します。

(6) 連帯保証人 ①から③のすべてを満たす方が1名必要です。

- ① 申請者とは別に生計を営んでいる方
- ② 山形県内に住所を有する方
- ③ 65歳未満の方で、市町村民税を課税されている方

(7) 返還の免除

山形県内の保育所等（別表1）において児童の保護等に従事し、かつ2年間引き続きこれらの業務に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

未就労、他産業への転就職、保育所等を自己都合で退職した場合は、返還となります。

(8) 返還

返還は原則一括返還となります。疾病等により業務に従事できなくなった場合など、止むを得ない理由がある場合のみ月賦による返還が可能です。月賦の場合返還期間は12か月以内とします。返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。

(別表1) 貸付対象となる新たな勤務先の「保育所等」

法令通知等		施設等種別	
ア	児童福祉法	第7条に規定	保育所
イ	学校教育法	第1条に規定する幼稚園のうち右記に示すもの	教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園 認定こども園への移行を予定している幼稚園
ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園(幼保連携型認定こども園含む)
エ	児童福祉法	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
オ	児童福祉法	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
カ	児童福祉法	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
キ	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ク	児童福祉法	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
ケ			企業主導型保育事業

2. 申請の手続き 貸付けを希望する方は、就職後3か月以内に次の書類を提出してください。

- ① 潜在保育士就職準備金借入申請書(第1号様式)
- ② 保育士証の写し
- ③ 雇用(内定)に関する証明書(第2号様式)
- ④ 借入金の使途が確認できる書類(レシート又は領収書、若しくは見積書など)
- ⑤ 住民票謄本(発行後3か月以内、個人番号以外省略のないもの)
- ⑥ 連帯保証人が市町村民税を課税されていることがわかる書類(市町村が発行する「市町村民税・県民税課税証明書」又は「給与所得に係る市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税の決定通知書」の写し)

※ これら以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

3. 貸付可否の決定 (事務手続きの予定)

提出された書類を審査し、貸付の可否を決定し、決定通知書を送付します。その後、貸付が決定した方と契約締結(借用書等の提出)し、貸付金を指定口座に一括で送金します。

(審査決定から送金まで4週間程度かかります。)

4. 申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023(633)7739

※ 申請書等その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。 <https://www.ygmt-shakyo-j2.info/>